

令和2年7月豪雨より滅失等した償却資産に代わる 代替償却資産の課税標準の特例について

令和2年7月豪雨により滅失等した償却資産に代わるものとして新たに取得・改良した場合、課税標準の特例を受けることができます。

償却資産申告の際、必要書類を添付の上、提出してください。

●対象者

被災した償却資産の所有者

●特例の対象となる要件

- ・被災した償却資産の代替として取得し、種類や用途が同一のもの
- ・豪雨以前において償却資産課税台帳に登録されており、令和3年度以降において償却資産課税台帳上から除却等の処分がされていること
- ・復旧又は改良等を行った場合における改良費に該当するもの

※改良費とは、その固定資産の耐用年数を延長し又は価額を増加したときにそれらに対応する金額のことをいい、機能改善に要した費用とします。単に修繕に要した費用は含まれません。改良費か修繕費か明らかでない場合は、支出した費用の額のうち、30%を修繕費、残額を改良費とすることもできます。

●取得期限

豪雨の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間
(災害発生から令和7年3月31日まで)

●特例率

課税対象となる年度から4年度分の課税標準額を2分の1に軽減
(地方税法の他の条項により、課税標準の特例を適用される場合には、重ねて適用されます。)

●提出書類

- (1) 令和2年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が災害を理由に滅失した旨を証する書類
り災証明書(写)又は被災証明書(写)、災害による減免決定通知書(写)又は
更正決定通知書(写)等
- (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類
償却資産証明書(写し)等
- (5) 被災償却資産を廃棄又は売却等の処分をしたことがわかる書類(写)等

(6) その他

代替償却資産の取得者が被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも特例の適用が認められます。この場合は、以下の書類を添付してください。

- ・相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本（写）等）
- ・合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本（写）等）

※その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。